

パブリックコメント閲覧用

# 第5次八頭町男女共同参画プラン (素案)

～『男女がともに輝くまちづくり』を目指して～

鳥取県八頭町  
令和8年3月

## 目次

はじめに	1
<b>第1章 計画の基本的な考え方</b>	
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 基本理念	4
5 これまでの取組の総括	5
6 計画策定の経過	7
7 計画の構成	7
8 第5次八頭町男女共同参画プラン体系図	8
<b>第2章 施策の基本的方向と具体的展開</b>	
<b>I 男女がともに参画する人づくり</b>	
1 男女共同参画に向けた教育の充実	10
① 学校教育・社会教育における男女共同参画の推進	11
② 家庭や地域における教育・学習の充実	12
③ 子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進	13
2 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	14
① 暴力の防止に向けた意識啓発	15
② 情報提供と相談窓口の充実	16
③ 被害者の救済と支援	17
3 困難な問題を抱える女性への支援	18
① 理解促進と早期発見につながる啓発	18
② 相談体制の整備と相談機能の充実	18
③ 生活・就労・自立支援と関係機関との連携強化	19
<b>II 男女がともに担う暮らしづくり</b>	
4 職場における男女共同参画の推進	20
① 男女の雇用機会均等の定着促進	21
② 女性の積極的な登用	22
③ 女性の再就職などチャレンジ支援	23
5 家庭における男女共同参画の推進	24
① 家庭生活における固定的な性別役割分担意識の解消	25
② 男性の家庭生活等への参画促進	25
③ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	26

6	生涯を通じた男女の健康支援.....	27
①	各年代に応じた男女の健康増進 .....	29
②	母性の保護と母子保健対策の推進.....	29
③	健康を支える食育及びスポーツ活動の推進.....	30
<b>III 男女がともに支え合う地域づくり</b>		
7	政策・方針決定過程への女性の参画拡大 .....	31
①	意思決定の場への女性の参画拡大 .....	32
②	女性の人材・リーダーの育成 .....	32
③	まちづくりへの女性参画に対する住民関心の喚起 .....	33
8	持続可能で包摂的なまちづくりの推進 .....	34
①	住民活動への女性の参画 .....	35
②	多様性を認め合う意識の啓発 .....	35
③	人権を尊重した社会環境の醸成 .....	35
9	地域における男女共同参画の推進 .....	37
①	地域活動団体などの育成・支援 .....	38
②	防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進 .....	38
③	子育て支援サービスの充実.....	39
<b>第3章 計画の推進</b>		
1	八頭町男女共同参画審議会の設置.....	40
2	行政内部の推進体制の整備 .....	40
3	関係機関、民間団体及び地域住民等との連携 .....	40
4	八頭町男女共同参画センター〈かがやき〉 .....	40
調査資料.....		
参考資料.....		

## はじめに

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

近年、社会の多様化や少子高齢化の進展、生活様式の変化などにより、町民一人ひとりの生き方や働き方が大きく変化しています。

私たちが目指す男女共同参画社会とは、『男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会』（男女共同参画社会基本法第2条）です。このような社会では、女性も男性とともに、家庭・職場・地域社会などで個性と能力を発揮し、一人ひとりの人権を尊重し、助け合いながら豊かな生き方を実現することができます。

国においては、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、非正規労働者の増加と貧困・賃金格差の拡大など、急速に変化する状況にあって、女性の自立と幅広い分野への参画を進めており、女性の個性と能力を男性とともに社会に活かしていくことは、持続可能な社会づくりを進める上で、ますます重要になっています。

こうした中、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）」を制定し、女性活躍の推進に取り組んでいます。

しかしながら、我が国のジェンダー・ギャップ指数（国ごとの男女格差を測るもの）は世界148か国中118位（「世界経済フォーラム Global Gender Gap Report 2025」）であり、先進国の中でも著しく低い状況が続いています。政治、経済、教育、健康の4つの分野のうち、特に政治、経済分野における数値が低く、日本政府は「政治・経済分野における女性の参画の拡大が喫緊の課題」とし、企業に対し「2030年までに女性役員比率を30%以上とする」とことや「男女間の賃金格差の開示義務化」の方針を示し改善に取り組んでいます。

令和7年6月には、男女共同参画基本法が一部改正され、男女共同参画センターが、「関係者相互間の連携と協働を促進するための地域における推進拠点」として法的に位置づけられ、地方公共団体は、その機能を担う体制を確保するよう努めることとされました。（施行日：令和8年4月1日）

八頭町では、平成17年に「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」を制定し、男女共同参画によるまちづくりの基本理念を定め、平成18年に策定した『第1次八頭町男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）』において、理念実現に向けた具体的な施策を設定しました。それ以降、平成23年に第2次プラン、平成28年に第3次プラン、令和3年に第4次プランを策定し、その間、男女共同参画センター〈かがやき〉を施策の実施拠点として位置づけ、積極的に各事業を展開してきました。

第4次プランでは、3つの基本目標と8つの重点目標、24の施策の方向性を設定し、施策を推進しました。それにより、審議会などにおける女性の登用率や役場内部の管理職に占める女性の割合については、高い水準を維持し、ドメスティック・バイオレンス（※1）（以下「DV」という。）や出産・子育て後の再就職などの相談体制の拡充、障がい児保育・一時保育・特別保育の実施や第2子以降保育料無償化等子育て支援制度の充実においても一定の成果が見られます。

以上のような状況に加え、国の第6次男女共同参画計画が掲げる「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現」に向け、町民一人ひとりの生き方や価値

観を尊重し誰もが自分らしく生きることができる環境づくりを推進します。八頭町の第4次プランに沿って実施してきた取組の成果や課題、国や県の動向、社会情勢の変化なども踏まえ、男女共同参画の推進を目指し、更なる取組を推進するため、『第5次八頭町男女共同参画プラン』を策定します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び八頭町男女がともに輝くまちづくり条例第9条第1項の規定に基づいて、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「鳥取県男女共同参画計画」の趣旨を踏まえ、これらの上位計画との整合を図り策定するもので、八頭町における男女共同参画社会の形成を推進するための指針となる計画です。

また、女性活躍推進法第6条第2項に規定する「市町村推進計画」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）第8条第3項に規定する「市町村基本計画」を兼ねるものとします。

なお、現行の見直しにあたっては「第3次八頭町総合計画」、「第3期八頭町総合戦略」やその他男女共同参画に関わる各種計画との整合を図るものとします。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。  
なお、社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

### ※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある、又はあった人から受ける暴力のこと。身体的暴力（殴る、蹴る、髪を引っ張るなど）のほか、精神的暴力（怒鳴る、無視、交友関係の監視など）、性的暴力（性行為の強要など）、経済的暴力（生活費を渡さないなど）がある。

## 4 基本理念

この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」に基づき、次に掲げる事項を基本理念として男女共同参画によるまちづくりを推進することとします。

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重すること。
- (2) 男女が、性別による差別を受けないこと。
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと。
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されること。
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負うこと。
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たすこと。
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合うこと。

平成27年9月に国連サミットにおいて採択された、「世界中の誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の国際目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を踏まえ、男女共同参画による持続可能な地域社会の形成に向けて、実効性のある取組を続けていきます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画の重点目標別に、SDGsの達成に資するものを、上記のアイコンで表示し目標とすることとします。

## 5 これまでの取組の総括

八頭町では、平成17年に「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」を制定し、男女共同参画に関する基本計画の策定を義務付け、平成18年に第1次プランを策定し、平成22年には八頭町男女共同参画センター〈かがやき〉を設置して施策の積極的な展開を図ってきました。平成23年、平成28年及び令和3年の計画改定においては、社会情勢だけでなく、〔男女共同参画に関するアンケート調査〕（以下〔アンケート調査〕という。）の結果を勘案し、第2次、第3次及び第4次プランへと移行し、さらなる男女共同参画社会の形成の進展へ向けた様々な施策に取り組んできました。

第4次プランでは、「男女がともに輝くまちづくり」を目標とし、目的別の大分類となる3つの基本目標“男女がともに参画する人づくり”、“男女がともに担う暮らしづくり”、“男女がともに支え合う地域づくり”に基づき、〔男女共同参画にむけた教育の充実〕や〔あらゆる暴力の根絶〕など8つの重点目標とそれぞれに施策の方向性を定め、「かがやき広場」などの各種啓発事業や保育サービスの充実、DV等各種相談窓口の充実などの事業について、計画に沿って実施してきました。

しかしながら、PTA執行役員、集落役員への女性登用などが目標値を下回っており、性別にとらわれない登用の促進に対する意識啓発が必要であると同時に、農村地域において依然として固定的な性別役割分担意識（※2）が残っており、女性の参画促進を阻害する一因と考えられます。また、職場における男女間の賃金格差のある現状に加え、男性の育児休業取得率は目標値を下回り、男性は仕事中心になりがちで家事・育児負担が女性に偏る傾向もあることから、ワーク・ライフ・バランス（※3）をより一層推進することなど、達成できなかった施策から課題が見えてきました。

### ※2 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適當であるにも関わらず、「男性は仕事・女性は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方。

### ※3 ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

さらに、令和6年9月に実施した〔アンケート調査〕の結果から、次の事項が明らかになりました。

- (1) これまでの調査結果と同様に、〔社会通念・習慣やしきたり〕〔社会全体〕〔法律や制度〕において、男女の地位に対する不平等感が強い状況が続いています。〔社会習慣・制度〕や〔性別による役割分担意識の存在〕の面で、女性の人権が尊重されていないと感じていることからも、地域コミュニティや社会全体における固定的な性別役割分担意識の根深さがうかがえます。
- (2) 固定的な性別役割分担意識に対して否定的な考えが増加し、家事分担について女性の不満は少しずつ減少しつつあるものの、実際の家庭生活のあらゆる場面で女性への負担は改善されておらず、理想と現実の格差が解消されていないと言えます。

- (3) 女性の就労において、出産・子育て等で一時的に休暇を取得するが、将来的に〔継続して仕事をする〕ことを望む方が多く、そのためにはパートナーや家族の理解、家事育児への参加、休暇制度の充実、取得しやすい労働環境への改善、公的サービス等によるサポートや支援など働き方改革の推進が求められています。
- (4) 男女ともに、仕事優先の傾向が強いですが、家庭や趣味、地域活動等との調和のとれた生活の実現には、労働時間の短縮や休暇取得のしやすさなど働き方改革の推進が重要です。また女性にとっては、家庭生活での負担軽減や地域等への参画のために、男性の理解、協力、支援が重要であることがうかがえます。
- (5) 被害者の割合は減少していますが、男女ともにDVの実態がみられ、事態を軽視や正当化し、恥ずかしいと考え、相談した方以上に相談しなかった方が多く見られました。セクシュアル・ハラスメント(※4)（以下「セクハラ」という。）については、女性に対しては減少傾向にありますが、男性は増加がみられます。幼少期から家庭や学校での男女平等や暴力防止に関する教育、相談・救済事業の更なる充実が求められています。
- (6) 八頭町が男女共同参画社会を実現するために、〔病気や緊急時の家事・育児サポート事業の充実〕〔介護サービスの充実〕〔働く環境の改善〕〔保育事業の充実〕と併せて、〔教育における男女平等教育の推進〕〔ひとり親家庭の生活の安定〕がより強く求められていることから、『就労による女性の経済的自立』『子育てを男女がともに担い、地域社会全体で支える体制』『関係機関の緊密な連携による相談事業等支援体制の充実』を目指した取組が必要です。

以上の点を踏まえ、『第5次八頭町男女共同参画プラン』においては、基本目標を次の3点とし、継続して目標達成に向けた具体的施策を展開していくこととします。

- I) 男女がともに参画する 人づくり
- II) 男女がともに担う 暮らしづくり
- III) 男女がともに支え合う 地域づくり

**※4 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）**

相手の望まない性的な言動又は性差別的な意識による精神的な暴力や嫌がらせ。

## 6 計画策定の経過

- 令和6年 8月 令和6年度第2回男女共同参画審議会開催
  - ・男女共同参画に関するアンケート調査の実施について内容などを審議
- 令和6年 9月 男女共同参画に関するアンケート調査の実施
- 令和7年 3月 令和6年度第3回男女共同参画審議会開催
  - ・男女共同参画に関するアンケート調査の集計結果について審議
- 令和7年 7月 令和7年度第1回男女共同参画審議会開催
  - ・令和3年3月に策定した『第4次八頭町男女共同参画プラン』の進捗状況及び総括について審議
  - ・男女共同参画に関するアンケート調査の集計結果及びアンケート調査結果分析について審議
- 令和7年 9月 令和7年度第2回男女共同参画審議会開催
  - ・『第5次八頭町男女共同参画プランの骨子案』について審議
- 令和7年11月 令和7年度第3回男女共同参画審議会開催
  - ・『第5次八頭町男女共同参画プラン素案』について審議
- 令和7年11月 議会説明
- 令和7年12月 町民意見募集(パブリックコメント)  
～令和8年1月
- 令和8年 1月 令和7年度第4回男女共同参画審議会
  - ・『第5次八頭町男女共同参画プラン素案』について審議
- 令和8年 2月 男女共同参画推進本部会議
- 令和8年 3月 令和7年度第5回男女共同参画審議会
- 令和8年 3月 『第5次八頭町男女共同参画プラン』策定

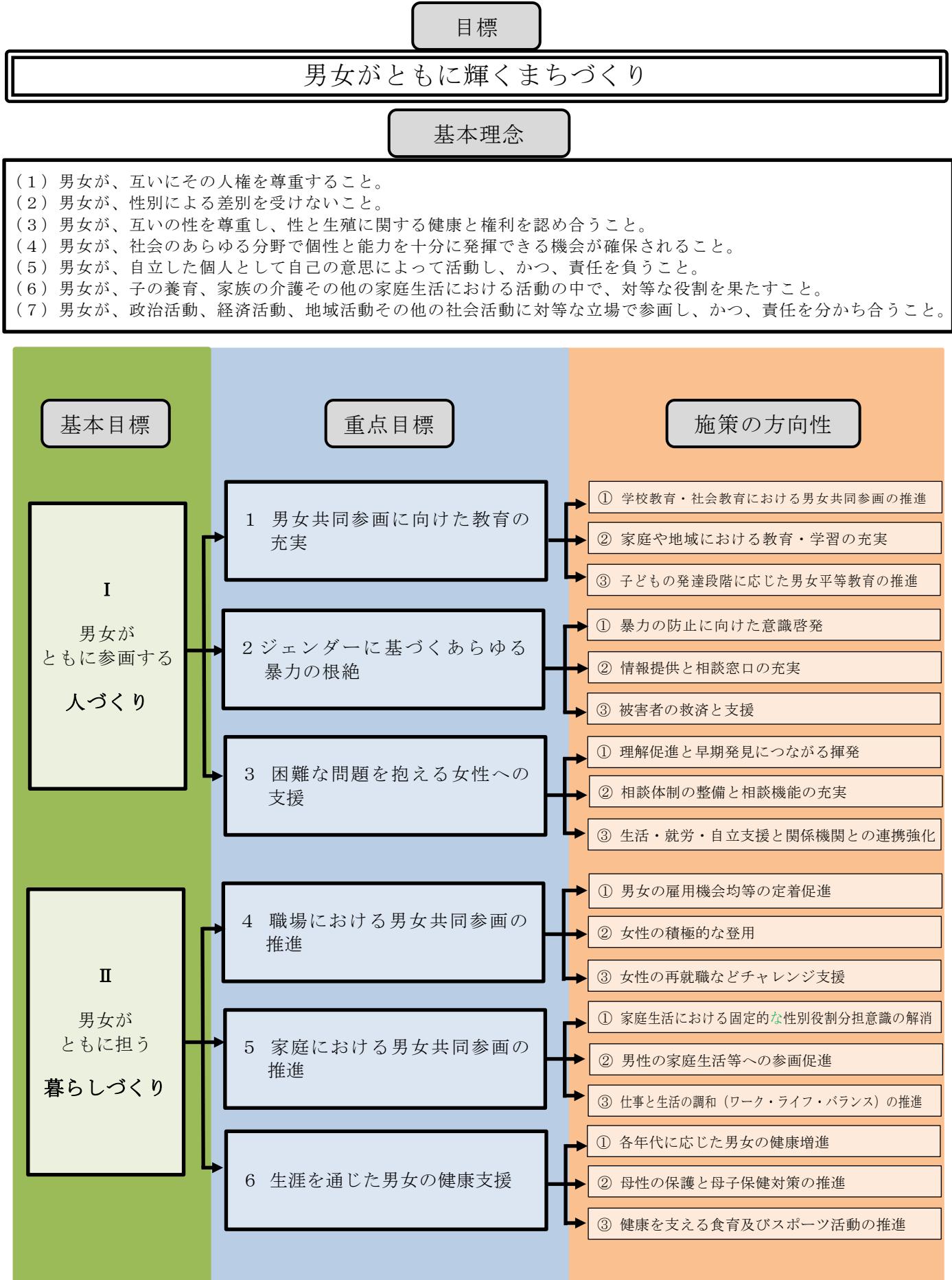
## 7 計画の構成

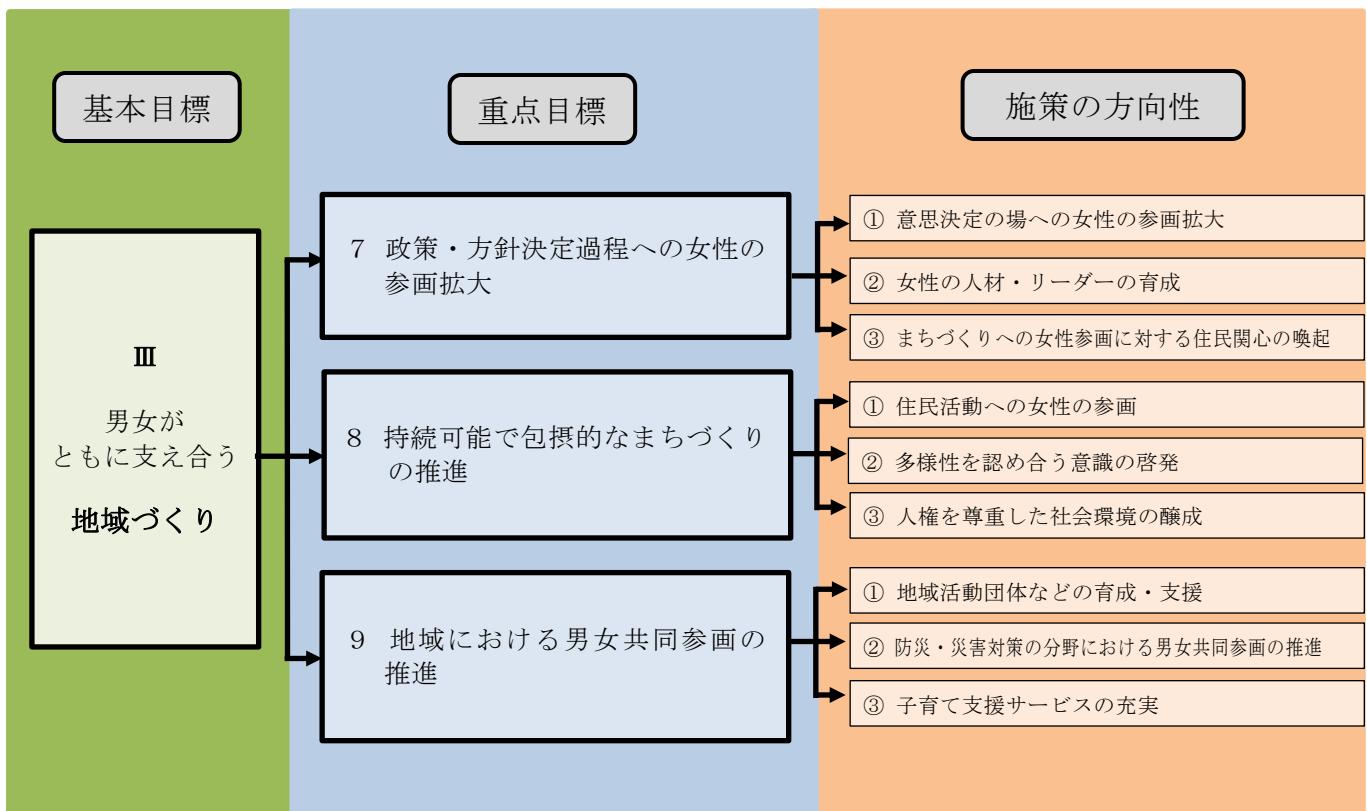
第1章は、「計画の基本的な考え方」として、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間などを記述しています。

第2章は、「施策の基本的方向と具体的展開」として、基本目標、重点目標、施策の方向を示し、それに向けての具体的施策を記述しています。

第3章は、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための「推進体制」について記述しています。

## 8 第5次八頭町男女共同参画プラン体系図





## 第2章 施策の基本的方向と具体的展開

### I 男女がともに参画する人づくり

#### 1 男女共同参画に向けた教育の充実



##### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、町民一人ひとりが男女共同参画についての正しい知識や自立の意識を持つこと、また社会全体の意識改革が不可欠です。

今回（令和6年）行った〔アンケート調査〕では、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、反対が6割以上でした。しかし、子育てに関する設問のうち〔女らしく、男らしく〕育てる方がよいという考え方は、約4割の方が賛成されています。固定的な性別役割分担意識は少しづつ改善されていますが、まだ根強く残っていると言えます。

人権尊重に基づいた男女共同参画について理解を深め、ジェンダー意識（※5）にとらわれず、男女がともに個性や能力を発揮するために、学校、家庭、地域、職場など、生涯を通じて様々な場面や機会で教育・学習を進めることが重要です。

個人の意思や意見を無視し、「男だから」「女だから」といった性別による画一的な偏見や扱いは、子どもたちが固定的な性別役割分担意識（※2）を無意識のうちに内在させかねません。子どもの自由と自立が尊重されるよう、人権について理解を深める学習の機会を確保し、性別にとらわれず自分らしく生きる力を育むための教育の推進が必要です。

あわせて、人口減少、少子高齢化が進展する中で、今後も持続的に発展していくためには、性別、年齢、国籍の違いに関わらず、L G B T Q+（※6）のような性的少数者の人権についても、多様性が尊重され誰もが個性や能力を最大限発揮できる環境を整えることが必要です。

すべての人が性別に関わらず自己決定、自己選択ができる社会を実現するための啓発を推進します。

##### ※5 ジェンダー意識

社会的、文化的に作られた「男らしさ」「女らしさ」などの画一的で多数派の規範意識。

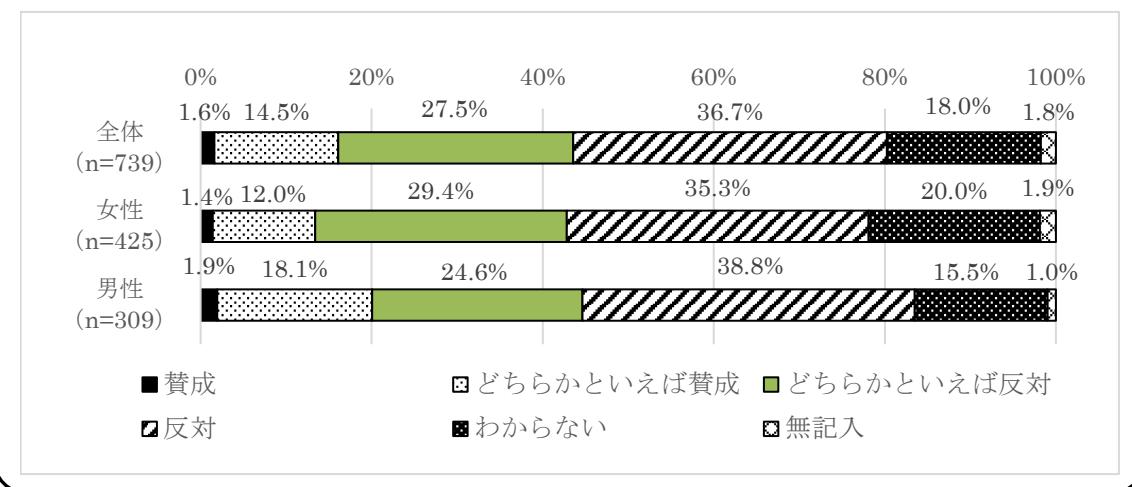
##### ※2 固定的な性別役割分担意識（再掲）

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男性は仕事・女性は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方。

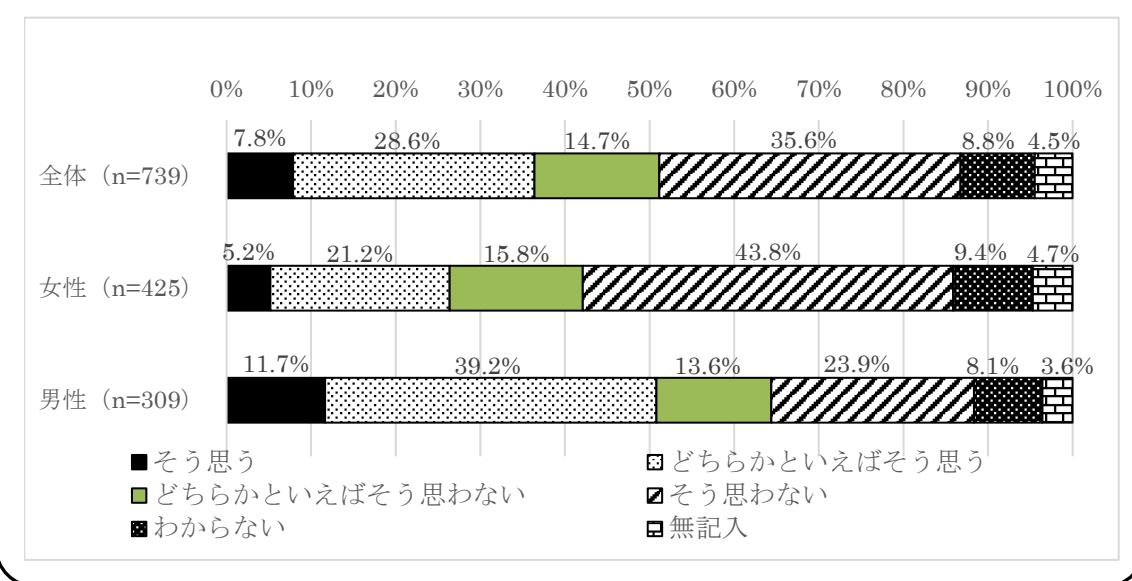
##### ※6 L G B T Q+

「L」はレズビアン（女性同性愛者）、「G」はゲイ（男性同性愛者）、「B」はバイセクシュアル（両性愛者）、「T」はトランスジェンダー（出生時割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人、または体の性と性自認が一致しない人）、「Q」はクィア（規範的な性のあり方以外のセクシュアリティ）やクエスチョニング（自らの性のあり方について分からず、決めたくない人等）、「+」はL G B T Qに当てはまらない多様な性を表現したもの。

問11 「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、どう思いますか。



問14-① 女の子は「女らしく」、男の子は「男らしく」育てる方がよい。



【施策の方向性】

①学校教育・社会教育における男女共同参画の推進

未来を担う子どもたちの男女共同参画に対する理解の推進と併せて、子どもたちに大きな影響を及ぼす教職員自身や大人においても社会教育・生涯学習の場を通じて理解の推進を図ります。

体的施策	施策内容	担当課
女性の登用促進・啓発	○ P T A 執行役員 R 6 年度 3 5 . 3 % → R 1 2 年度目標 5 0 %	社会教育課
学校における適切な性に関する教育の推進	女性、男性及び多様な性に関し、人権尊重・平等の精神に基づく正しい知識を身に付けるための教育を推進します。	学校教育課

具体的施策	施策内容	担当課
誰もが参加しやすいPTA活動の推進	PTA活動や参観日の日程・内容について配慮を行うなど、保護者が参加しやすい環境づくりに努めます。	学校教育課 社会教育課
学校における人権尊重教育の充実	学校教育やPTA研修などを通して、人権に関する教育の充実を図ります。	学校教育課
教育関係者の男女共同参画意識の向上	教育関係者の男女共同参画意識を高めるために啓発講座や研修の充実を図ります。	学校教育課
生涯学習への参加促進	誰もが参加しやすいように、生涯学習講座など各種研修会の開催日時に配慮を行い、町民の学習参加を促進します。	中央公民館
女子児童・生徒の理工系分野の選択促進	理工系分野に関する女子児童・生徒の理解の促進に努めます。また、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払拭を含め、理工系分野への進路選択に関する保護者や教員等の意識改革を図り、女子生徒の理工系進路選択の促進に努めます。	学校教育課

## ②家庭や地域における教育・学習の充実

保護者・地域住民が男女共同参画に関する学習活動へ積極的に参加できる機会を提供することで、子どもたちが固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、お互いを尊重しながら自らの生き方を主体的に選択する能力を育んでいくける環境の整備・充実を図ります。

具体的施策	施策内容	担当課
家事や育児・介護を体験する機会の創出	男女ともに必要な家事や育児、介護に対する関心を高めるための交流や学習に努めます。	学校教育課 社会教育課 子育て支援センター 男女共同参画センター
女性のエンパワメント(※7)	女性の能力発揮の推進を図る意識啓発とともに、教養講座及び育成講座などを開催し、学習活動の充実を図ります。	中央公民館 男女共同参画センター

### ※7 女性のエンパワメント

女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

### ③子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進

学校教育での子どもたちの発達に応じた男女平等に関する教育は、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながり、発達段階に応じて、人権尊重、男女平等についての指導の充実に努めます。

具体的施策	施策内容	担当課
男女共同参画意識を育む教育・学習の充実	小学校・中学校で心身の発達段階や年代に応じた男女平等教育・学習を推進します。	学校教育課
男女共同参画の視点を踏まえた児童・生徒指導	児童生徒が各自の能力や適性を発見し、幅広い視野から性別にとらわれない進路、多様な生き方の選択ができるよう、教育・指導を行います。	学校教育課
職場体験事業の実施	中学生を対象に、職場体験を行い、性別に関わらず様々な職業について体験し、職業意識の育成を図ります。	学校教育課

## 2 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶



### 【現状と課題】

男女間におけるあらゆる暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者的心身を深く傷つけ、その後の人生においても深刻な影響を及ぼします。社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等の根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で重要な課題です。

[アンケート調査] のDV体験を尋ねた項目では、女性は約2割、男性は約1割の方が身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力、性的な暴力を受けています。また、セクハラについては、女性の約3割近くが何らかの被害を受けてはいるものの以前より減少しています。男性は逆に増加しています。

配偶者からの暴力の被害者の多くは女性です。外部からその発見が困難な家庭内において行われるため潜在化しやすく、加害者に加害意識が低いという傾向があります。このため周囲が気付かないうちに被害が深刻化する特徴があり、早期に発見し被害を防止する取組が必要です。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号。以下「令和5年改正法」という。）が令和5年5月12日に成立し、同年5月19日に公布されました。令和5年改正法は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行されています。

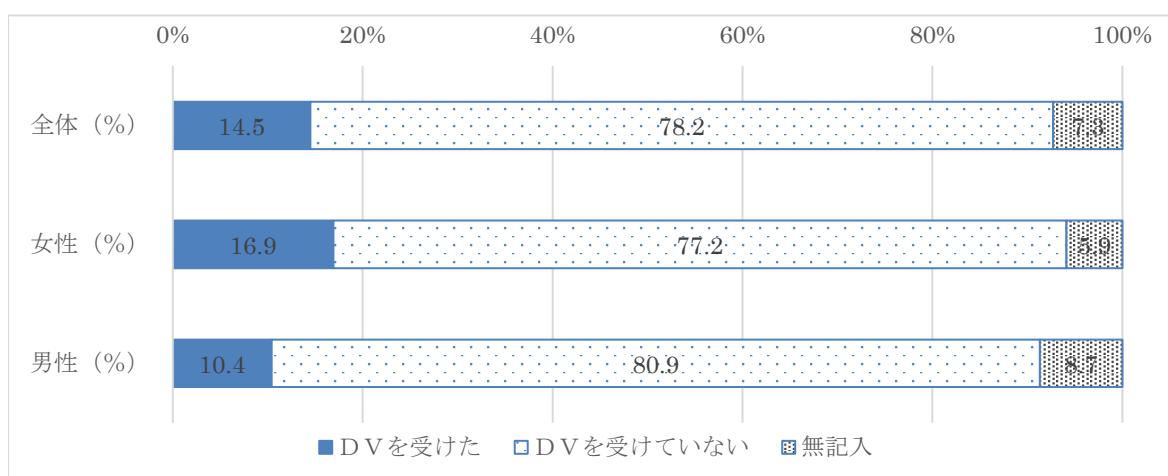
また、女性や男性だけでなく、LGBTQ+といった性的マイノリティ等多様な被害者が存在している現状があります。

こうした状況を踏まえ、対象者の性別を問わずあらゆる暴力を防止するため、関係機関と連携しながら、子どもに対する学校や家庭での男女平等や暴力防止の教育、DVを根絶するための社会的認識の周知、また早期発見・早期対応のための相談・支援体制の充実を図ることが重要です。

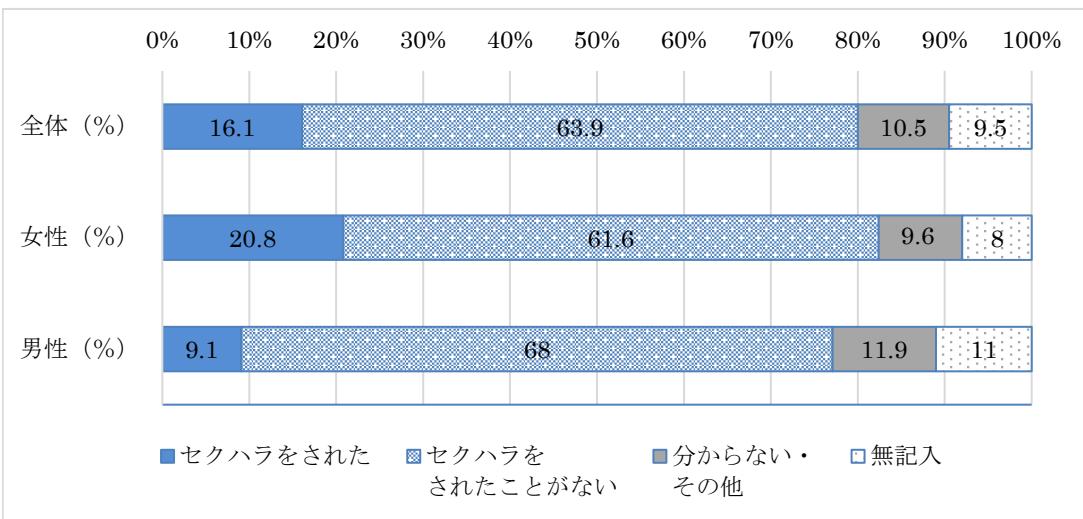
『DV防止法関連』 『ストーカー行為等の規制等に関する法律関連』

### 問24 「ドメスティック・バイオレンス(DV)」についておたずねします。

あなたは、これまでに配偶者やパートナーとの間で、DVを受けたことがありますか。



**問29 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)とは、性別に関係なく、性的な言動によって相手を不快にさせたり、性的な行為を強要したりすることで、人権問題の一つです。あなたは、これまでにセクハラをされたことがありますか。**



### 【施策の方向性】

#### ①暴力の防止に向けた意識啓発

スクールセクハラ(※8)やデートDV(※9)など、被害の低年齢化も社会的に大きな問題となっています。全世代でDVやセクハラに対する正しい知識と暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、予防啓発や年齢に応じた学習機会の提供・充実を図ります。

#### ※8 スクールセクハラ

学校におけるセクハラのこと。教師から生徒に対する場合がほとんどであるが、教師同士、生徒同士の場合もあり、相手に対して性的な冗談やからかい、身体への不必要的接触、性的な強要などを行い、相手を不快にさせること。

#### ※9 デートDV

恋人同士で起こる暴力のこと。「愛しているなら、相手が自分の思いどおりになるのが当然」と考え、コントロールしようとする態度や行動。

具体的施策	施策内容	担当課
DV根絶への社会的認識の徹底、啓発	広報誌などを通じて、DVは犯罪であるという認識を高めるとともに、研修や防止啓発講座を行うことで、DVの根絶を目指します。	人権推進課 福祉課 男女共同参画センター
セクハラ防止啓発	地域社会、教育の場などにおけるセクハラの防止のための啓発活動を行います。	全課

具体的施策	施策内容	担当課
スクールセクハラ、デートDV防止啓発	お互いを尊重し対等な関係が築けるよう、教育現場におけるセクハラ（スクールセクハラ）、恋人同士で起こる暴力（デートDV）などに関する正しい知識と防止啓発活動を行います。	学校教育課 男女共同参画センター
児童虐待防止啓発	啓発パンフレット配布、ポスター掲示を行うなど防止啓発に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会による個別支援会議（ケース検討会）での関係機関との連携、情報共有を行い、早期発見・早期対応の体制の充実を図ります。	保健課
高齢者虐待防止啓発	虐待による被害を防止するため、高齢者虐待防止に関する周知、啓発を行います。 講演会、認知症サポーター養成講座を各集落、各種団体を対象に開催し、認知症を原因とする高齢者虐待を防止するための周知啓発に努めます。 また、郡家警察署、とつとり東部権利擁護支援センター、医療機関、福祉事務所等の関係機関との連携、情報共有を行い、早期発見・早期対応の体制の充実を図ります。	地域包括支援センター 保健課
性暴力の防止啓発及び被害者支援	性暴力等の根絶を目指して、性的暴力やDVによるフェミサイド（※10）防止啓発として、学校・地域・職場などで性暴力に関する防止啓発や教育の充実を図ります。また、被害者の早期発見・早期対応の体制の充実を図り、関連機関との連携を図ります。	男女共同参画センター 地域包括支援センター 保健課 福祉課

#### ※10 フェミサイド

フェミサイドの定義は団体や国により様々であるが、例えば国連では「ジェンダーが関連した動機による故意の殺人」と定義され、WHO（世界保健機構）では「女性であることを理由にした意図的な殺人」と定義されている。

#### ②情報提供と相談窓口の充実

「暴力は犯罪であり、決して許されるものではない」との認識を広く社会に徹底するとともに、女性支援法で掲げる困難な問題を抱える女性への相談窓口の周知・啓発を行うことで、早期発見・早期対応につながる体制に努めます。

具体的施策	施策内容	担当課
相談窓口の充実	人権擁護委員による人権相談窓口や弁護士による法律相談窓口などを開設し、相談しやすい体制の充実を図るとともに、被害の顎在化を防止し、効果的な相談業務に努めます。	企画課 人権推進課 福祉課 保健課 男女共同参画センター

具体的施策	施策内容	担当課
被害者の早期発見・早期対応	医療機関・弁護士・民間支援団体などの関係機関・関係各課との連携を強化することにより、DVなどの相談業務を担っている専門機関の情報を共有し、必要な援助が幅広く行えるように努めます。	町民課 各保育所 人権推進課 福祉課 男女共同参画センター

### ③被害者の救済と支援

公的相談機関、民間支援団体などと連携し、安全な生活が確保できるよう被害者の救済・支援につなげていくとともに、被害者の置かれた立場を十分理解し、適切な対応・支援ができるよう、担当職員の研修の充実など継続的な資質の向上に努めます。

具体的施策	施策内容	担当課
公的相談機関、民間支援団体との連携促進	福祉相談センター、法務局などの公的相談機関、民間支援団体などと連携し、相談・支援体制の強化に努めます。	町民課 各保育所 人権推進課 福祉課 男女共同参画センター
研修の充実と職員の人材確保	二次被害(※11)を防止し、被害者への適切な対応・支援ができるよう研修の充実を図り、継続的な職員の資質向上に努めます。	全課

#### ※11 二次被害

DVの被害者が支援される過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない、職務関係者や周りの人からの不適切な言動によって、さらに傷つけられてしまうこと。

### 3 困難な問題を抱える女性への支援



#### 【現状と課題】

近年、貧困、ひとり親、DV・性暴力、虐待、障がい、病気、孤立、就労困難など、複合的な問題を抱える女性が顕在化しています。こうした問題は性別による役割分担意識や社会構造的な不平等とも深く関係しており、女性が一人で抱え込みやすい状況が生じています。また、困難な状況にある女性は、支援制度の情報にたどり着きにくく、相談すること自体に心理的なハードルを感じ、問題が深刻化するまで孤立する傾向があります。八頭町では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、女性の人権と尊厳を守り、安心して自立した生活を送れるよう、関係機関と連携しながら切れ目のない支援体制の充実に努めます。

#### 『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連』

#### 【施策の方向性】

##### ①理解促進と早期発見につながる啓発

困難な状況に置かれた女性への理解を深め、偏見や差別の解消に向けた啓発や情報発信を行います。また、地域や関係部署における気づきの力を高め、困難が深刻化する前の早期支援につなげるように啓発を推進していきます。

具体的施策	施策内容	担当課
困難な問題を抱える女性に関する啓発の推進	困難な問題を抱える女性に関する理解の促進と意識啓発を図るため、啓発講座や資料配布による周知を図ります。	男女共同参画センター
高齢者・障がい者・外国人等が暮らしやすい環境の整備	高齢者、性的マイノリティ、障がい者、外国人等に加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があることを留意し、このような人々への正しい理解を深め、多様性を尊重する環境づくりに資するため、人権教育・啓発等を行っていきます。	人権推進課

##### ②相談体制の整備と相談機能の充実

女性が安心して相談できる窓口の周知・強化を図り、相談内容に応じた適切な支援が図れるよう関係部署及び関係機関との連携を図ります。

具体的施策	施策内容	担当課
困難な問題を抱える女性が安心して相談できる機会の確保	経済的困難、配偶者からの暴力や性暴力、子育てや介護等、さまざまな問題を抱える女性が安心して相談でき必要な支援を受けられるよう、関係部署及び関係機関との連携を図ります。	男女共同参画センター

### ③生活・就労・自立支援と関係機関との連携強化

困難な問題を抱える女性が安心して生活し、自立した人生を選択できるよう生活支援、就労支援及び自立支援を一体的に推進するとともに、関係部署及び関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制の構築を推進します。

具体的施策	施策内容	担当課
生理の貧困における 生理用品の支援、提 供体制の整備	経済的理由や家庭環境、社会的要因により 生理用品が購入できない女性の生理の貧困対 策として、特定の公共施設に生理用品を設置 し、誰でも入手できる環境を確保する。	男女共同参画 センター
就労・自立に向けた 包括的支援	ひとり親世帯、若年女性、高齢女性等支援 を必要とする方、世帯に対し、経済的支援や 就労支援等、関係部署及び関係団体と連携を 図り支援する。	福祉課

## II 男女がともに担う暮らしづくり

### 4 職場における男女共同参画の推進

この取組がそ  
の達成に資す  
るSDGs



#### 【現状と課題】

人口減少、少子高齢化が急速に進み、八頭町においても生産年齢人口が減少する中、女性も男性も働きたい人が性別に関係なくその能力を十分に発揮できることは、個人の幸福の根幹をなすものであり、活力の向上の観点からも極めて重要な意義を持つと考えられます。

[アンケート調査] でも、望ましいと思う女性の働き方として、全体の約5割の方が〔子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をする〕を選択されています。

平成28年4月に「女性活躍推進法」、平成31年4月には「働き方改革関連法」が施行され、官民の積極的な取組が行われ、女性の就労に関する整備が進められてきました。

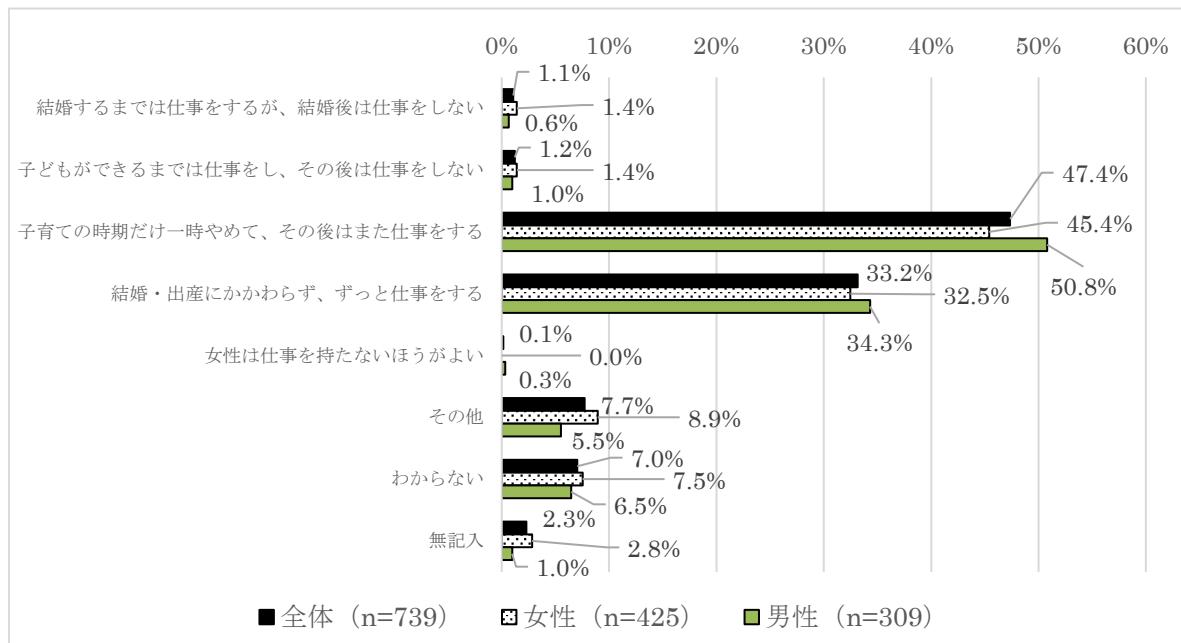
しかしながら、依然として家事、育児や介護等の多くを女性が担っている実態があり、本人の意思が尊重され、女性も男性も働きたい人すべてが、仕事と生活との二者択一を迫られることなく働き続けることが可能となるよう、共働き・共育ての推進に向けた、社会的気運の醸成を図り、働く場における男女共同参画及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（※3））の啓発活動を着実に推進することが重要です。

#### ※3 ワーク・ライフ・バランス（再掲）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

#### 問15 女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。

【当てはまる数字すべてに○をつけてください。】



## 【施策の方向性】

### ①男女の雇用機会均等の定着促進

性別を理由とする差別的扱いや職場におけるセクハラ、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取扱いなどあらゆるハラスメント(※12)の根絶、男女間の賃金格差の是正など、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を推進する上で啓発を行います。

具体的施策	施策内容	担当課
育児・介護休業法など制度の周知と利用啓発	<p>町内事業者に対し、育児・介護休業制度など、多様な働き方を可能とする制度の普及啓発と利用促進を行います。役場内においても、育児・介護に関わる制度が十分に利用されるよう取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男性の育児休業取得率 (県内民間企業)</li> </ul> <p>R 6年度 37.6%→R 12年度目標 85% (八頭町役場)</p> <p>R 6年度 25%→R 12年度目標 100%</p>	総務課 産業観光課 保健課 男女共同参画センター
男女間の賃金格差の是正啓発	男女間の賃金格差の是正に向け、町内企業への啓発を行います。	産業観光課 総務課 男女共同参画センター
男女雇用機会均等法などの関係法の周知啓発	男女雇用機会均等法などの労働関連法について、広報誌などで周知と啓発を行い、町内企業における男女の機会均等と公正な待遇の確保に努めます。	産業観光課 総務課 男女共同参画センター
あらゆるハラスメント防止に向けての取組推進	セクハラ、パワー・ハラスメント(※13)、モラル・ハラスメント(※14)、マタニティ・ハラスメント(※15)、カスタマー・ハラスメント(※16)などあらゆるハラスメントの防止に向けて啓発を行うとともに、相談窓口の充実と関係機関との連携強化を図ります。	総務課 人権推進課 男女共同参画センター
ライフステージに応じた子育て・介護支援の充実	妊娠・出産・育児等ライフステージに応じた子育てや介護支援の相談を充実させるとともに、必要に応じて保健師等の助言を受けることができる体制づくりを図ります。	保健課 地域包括支援センター

#### ※12 ハラスメント

様々な場面での嫌がらせ。

#### ※13 パワー・ハラスメント

職場の上司などによる権力（パワー）を利用した嫌がらせ。

#### ※14 モラル・ハラスメント

言葉や態度などによって心を傷付ける精神的嫌がらせ。

#### ※15 マタニティ・ハラスメント

妊娠、出産、子育てなどをきっかけとした嫌がらせや不利益な扱い。

#### ※16 カスタマー・ハラスメント

顧客からのクレームや言動のうち、要求内容やその手段・態様が社会通念上不当で、労働者の就業環境が害されるもの。

## ②女性の積極的な登用

就業は生活の経済的基盤であり、安定した就労は経済的な自立につながります。また働くことは自己実現にもつながります。働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮することができる環境づくりは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要な課題であり、各分野における女性の参画・登用率の増加に向け、女性のキャリア形成における人材育成の推進を図ります。

### 《女性活躍推進法関連》

具体的施策	施策内容	担当課
役場内部の女性の管理職への積極的登用	○ R 6年度35.5% →R 12年度目標50%	総務課
女性の活躍推進法の啓発	女性が職業生活において、個人の希望に応じて能力を十分発揮し、活躍できる環境が整うよう啓発を推進するとともに、女性の活躍に関する情報提供を推進します。	産業観光課 総務課 男女共同参画センター
企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブアクション（※17））の推進啓発	町内企業における男女間の機会の不均衡を是正するため、女性登用に関する取組やキャリア形成支援を行います。	産業観光課 総務課 男女共同参画センター
男女のそれぞれ少ない職業分野への参画促進	広報誌や4コマ漫画などを通じて、性別にとらわれない職業分野への参画を促進します。	男女共同参画センター
自営業における家族従事者の就労環境の改善促進	商工会や農業協同組合などとの連携により、就労環境の改善へ向けた啓発を推進します。	産業観光課
農業分野における女性の活躍促進	○ 鳥取県指導農業士の女性割合 R 6年度40%→R 12年度目標40% ○ 農業協同組合の女性正組合員加入割合 R 6年度16.4%→R 12年度目標20% ○ 家族経営協定（※16）の締結農家数 R 6年度16件→R 12年度目標18件	産業観光課

#### ※17 ポジティブアクション

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている方に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置。

#### ※18 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づきルールを文書で取り決めること。

### ③女性の再就職などチャレンジ支援

女性が就労を継続していくためには、「家事・育児・介護は女性が担うべき」といった固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会的慣行を改め、男性も家事・育児・介護に参画しやすい職場環境を推進するための啓発を行うなど、女性の再就職などに対する支援を行います。

#### 《女性活躍推進法関連》

具体的施策	施策内容	担当課
再就職に向けた支援活動の推進	再就職支援講座など、再就職に関する相談・就業支援の情報提供を行います。	産業観光課 男女共同参画センター
女性の起業の活動支援	多様な働き方と地域活性化を推進する観点から女性の起業の活動支援を図ります。 農業協同組合・農業改良普及所と連携して女性の農業起業グループへの活動支援を図ります。	男女共同参画センター 産業観光課
保育所入所に関する情報提供	保育所の入所の手続きや第2子以降保育料無償化などの制度について周知を図ります。	町民課

## 5 家庭における男女共同参画の推進

この取組がその達成に資するSDGs



### 【現状と課題】

家庭において、女性と男性がともに家庭内の役割を分担することは、男女共同参画の基本的な考え方の一つです。

しかし、[アンケート調査]では、家庭生活の分担について尋ねた項目において、家事や育児、介護については、女性に負担が偏っていることがわかりました。

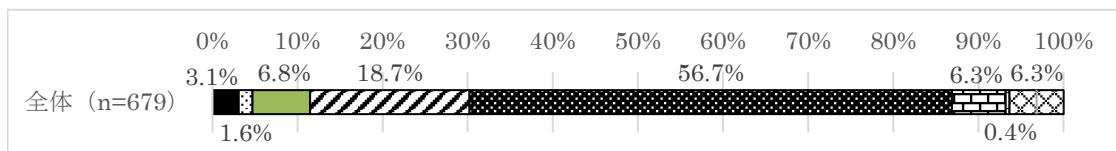
また、家庭生活の分担に対する満足度を聞いた設問では、『満足派』は女性は約4割だったのに対して、男性は6割以上でした。『満足派』と『不満足派』の割合は男女間で差が大きく、その傾向は従来から変わっていません。

家庭は、生活の基盤となる場所であり、特に子どもの人格を形成する上で非常に大きな役割を担っており、家庭における男女共同参画の推進は重要です。

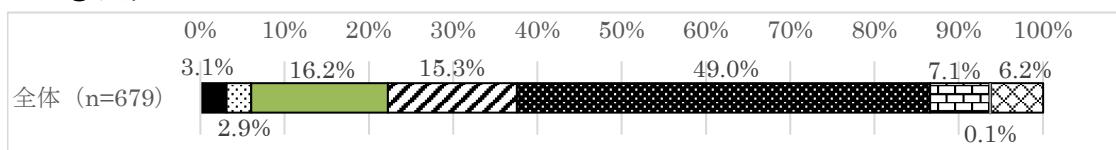
どちらか一方に責任と負担が偏ることがないよう、男女がお互いを尊重し支え合う気持ちを持って、役割分担を行っていくことが大切です。

### 問12 次のような家庭の仕事は、どなたが担当されていますか。

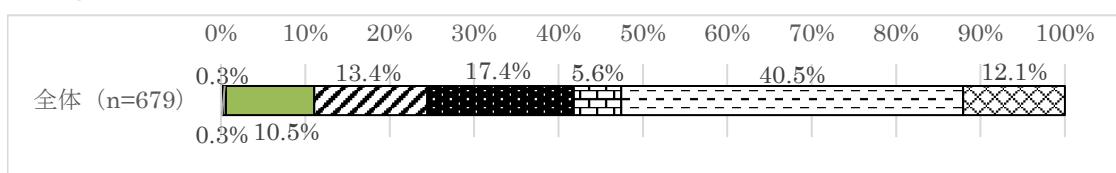
#### ①食事の支度



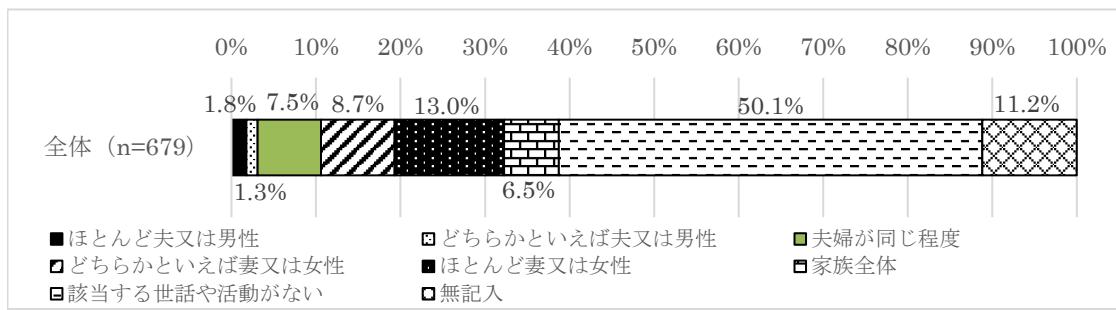
#### ④洗濯



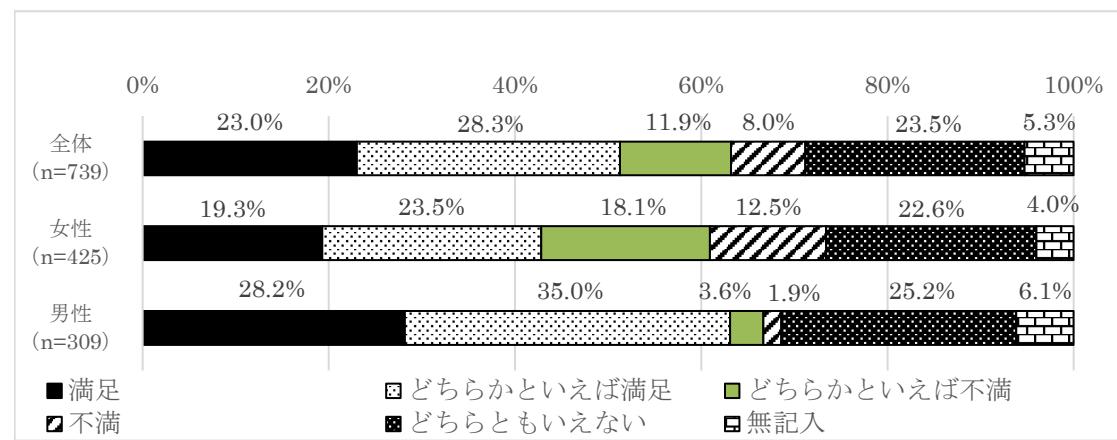
#### ⑦小さい子どもの世話



#### ⑨介護の必要な高齢者・病人の世話



**問13 現在の家事分担について、あなたは満足していますか。**



**【施策の方向性】**

**①家庭生活における固定的な性別役割分担意識の解消**

家庭において男女共同参画の考え方方が根付き、実践されていれば、子どもは男女共同参画・男女平等を自然なこととして理解し身に付けることができます。このようなことからも、男女がともに家事・育児・介護を担うことについて啓発を行います。

具体的施策	施策内容	担当課
子育て支援フェスタの開催	子育て支援フェスタを開催し、男女が共に関わる子育ての推進に向けた啓発を行います。	子育て支援センター
子育て講座の開催	各保育所、小学校・中学校の保護者を対象とした子育て講座を開催し、家庭内における固定的な性別役割分担意識の見直しを図ります。	各保育所 子育て支援センター 市民課 社会教育課

**②男性の家庭生活等への参画促進**

男女が互いに尊重し支え合いながら家庭生活を営むためには、男性が積極的に家庭生活等へ参画していくことは必要不可欠です。子育て等における固定的な性別役割分担意識の見直しにつながる、啓発講座を実施します。

具体的施策	施策内容	担当課
父親の育児講座の開催	男性の子育て講座、育児講座、料理教室などを開催し、父親の育児参加への啓発を行います。	男女共同参画センター
男性の家庭生活等への参画を可能とする働き方の啓発	男性が家庭生活等へ参画しやすい働き方の改善に向けた啓発を行います。	総務課 男女共同参画センター

具体的施策	施策内容	担当課
介護における参画意識の啓発	在宅医療・介護体制の充実を図るとともに、男性が参加しやすい介護講座を開催するなど、介護における参画意識を啓発します。	保健課

### ③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女が相互に協力し、家庭の一員としての責任を果たしながら、家庭生活とその他の活動とのバランスのとれた生活が送れるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。

#### 《女性活躍推進法関連》

具体的施策	施策内容	担当課
鳥取県男女共同参画推進企業認定制度の普及啓発	「仕事と家庭の両立に配慮し、男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業（鳥取県男女共同参画推進企業）」の認定に向け鳥取県と連携し啓発活動を行います。 ○ R 6 年度 3 1 事業所 →R 1 2 年度目標 3 6 事業所	男女共同参画センター
鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業認定制度の普及啓発	「鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業」の認定に向け、鳥取県と連携し啓発活動を行います。 ○ R 6 年度 1 1 事業所 →R 1 2 年度目標 1 6 事業所	男女共同参画センター
職場中心の意識・ライフスタイルの見直し啓発	仕事と家庭の調和を図るため、長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進などを図ります。	総務課 男女共同参画センター

## 6 生涯を通じた男女の健康支援

### 【現状と課題】

八頭町が男女共同参画社会を実現するためには、アンケート結果により〔病気や緊急時の家事・育児サービス事業の充実〕、〔介護サービスの充実〕、〔働く環境の改善〕、〔保育事業の充実〕と併せて、〔教育における男女平等教育〕や〔ひとり親家庭の生活の安定〕がより強く求められています。また、すべての人が心身ともに健康で自分らしく生きるために、生涯を通じた健康支援とともに、性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）（※19）の保障が重要であります。女性は、生理、妊娠・出産、更年期などライフステージごとに特有の健康課題に直面しており、社会全体での理解と支援が求められています。特に経済的な理由などにより生理用品を十分に入手できない「生理の貧困」が社会問題化しており、若年層を中心に心身の健康や学習・就労機会に影響を及ぼしています。また、産後うつなどの出産後の心身の不調に対する支援も必要とされています。

なお、男性においても更年期障害やメンタルヘルスの課題が顕在化していますが、支援につながりにくい現状があります。

性に関する正しい知識の不足、性暴力や望まない妊娠、避妊・出産・不妊治療への理解不足など、リプロダクティブ・ライツの視点からの課題も依然として残されています。

こうした状況を踏まえ、性別や年齢にかかわらず、誰もが自らの身体と生き方について主体的に選択できる社会の実現を目指す必要があります。

よって、生涯を通じた男女の健康支援を推進し、性や年齢による健康格差の是正を図り、生理や更年期、産後うつ等の心身の変化に対する正しい知識の普及を進めるとともに、男女が互いに理解し支え合う地域社会の形成を目指します。

#### ※19 セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

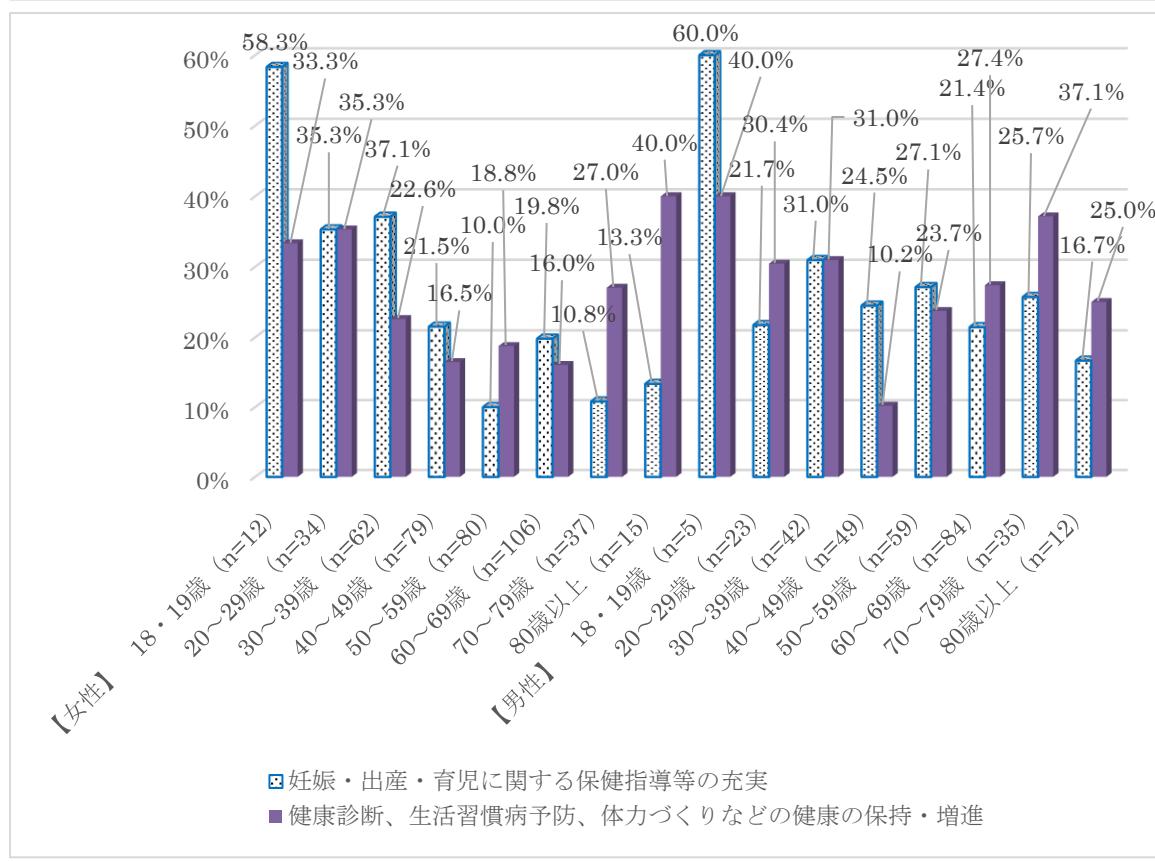
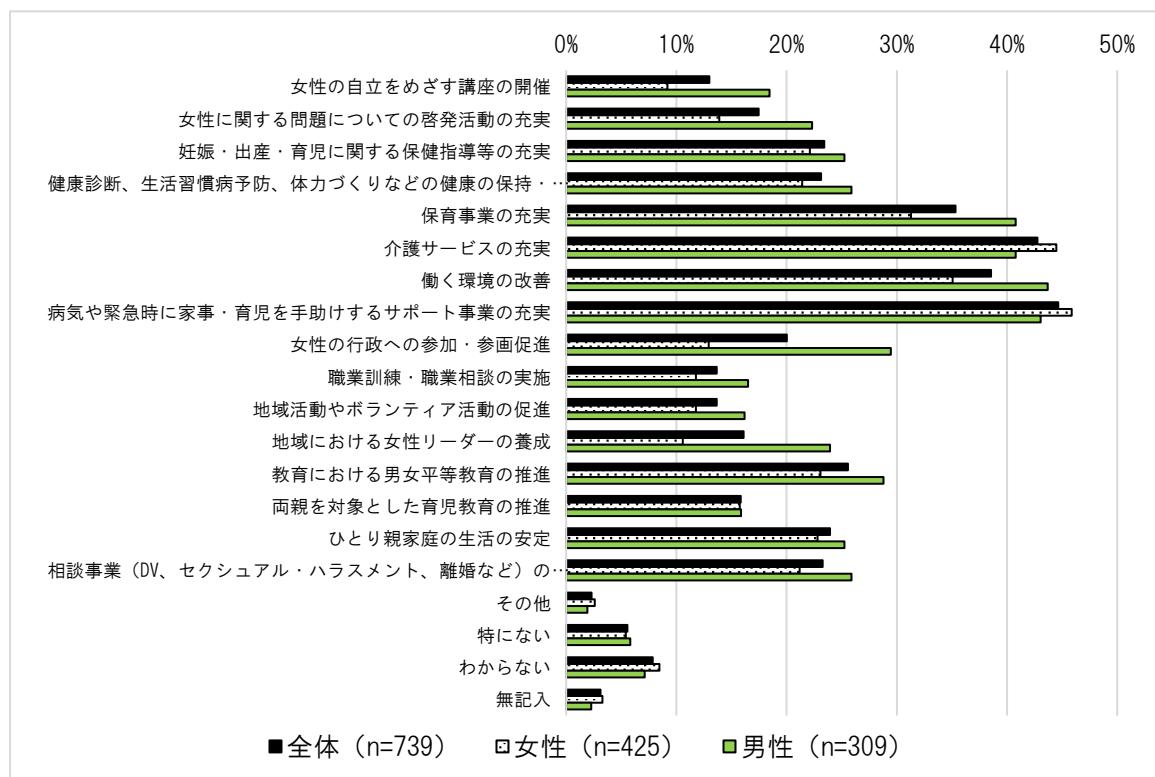
自分の身体や人生は自分のものであり、妊娠や出産、性的指向や性自認などを含む、性と生殖に関するあらゆることにおいて、すべてに人々が自由に意思決定でき、生涯にわたって健康を享受することを目指して提唱されたもので、4つの言葉が組み合わせてあります。

- ①セクシュアル・ヘルス：自分の性に関することについて、心身ともに満たされて幸せを感じられ、その状態を社会的に認められていること。
- ②リプロダクティブ・ヘルス：妊娠したい人もしたくない人も、出産したい人も関心がない人も、他者に対して性的欲求・恋愛感情がない人も、心身ともに満たされて健康でいられるうこと。
- ③セクシュアル・ライツ：セクシュアリティ（性）を自分で決められる権利。
- ④リプロダクティブ・ライツ：出産や子どもの人数などを自分で決める権利。

この取組がその達成に資するSDGs



問31 男女共同参画社会を実現していくために、今後、八頭町はどのようなことに力を入れるとよいと思いますか。【当てはまる数字すべてに○をつけてください。】（抜粋）



## 【施策の方向性】

### ①各年代に応じた男女の健康増進

男女が年代や健康状態に応じて適切に自己管理を行えるような健康教室・運動教室、相談体制の充実を図り、人生の各段階に応じた適切な健康の保持・増進に向けた啓発を行います。

具体的施策	施策内容	担当課
生涯を通じた健康の保持増進の支援	ライフステージに応じた適切な生活習慣や生活習慣病に対する正しい知識の普及・啓発及び、休日検診の実施など、検診を受けやすい体制の整備を推進します。	保健課 町民課
介護予防対策の促進	介護予防、自立促進に向けた運動機能向上、口腔機能向上、認知症支援の啓発を行うなど、予防についての周知・啓発を行います。	保健課 地域包括支援センター
仕事と健康課題の両立の支援	町職員が、男女とも、治療や健康課題を抱えながらも働き続けることができる職場環境の整備を推進します。	総務課
プレコンセプションケア（※20）の推進	思春期の児童・生徒を対象として、心身の変化や性感染症等に関する正しい知識の普及を図るとともに、プレコンセプションケア（妊娠前からの健康づくり）についての講演等の開催により、生命の大切さや思いやりの心の醸成を図ります。	学校教育課 保健課

#### ※20 プレコンセプションケア

毎日を健康的に過ごし、ライフイベントに直面した際に様々な選択肢を増やすためのヘルスケア。将来の妊娠を希望する人もしない人も、男女ともに妊娠前に健康管理を行うこと。

### ②母性の保護と母子保健対策の推進

女性は、妊娠や出産をする可能性があり、生涯にわたって男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性が健康に過ごすため、心身及びその健康について正しい知識の習得・情報の提供や、男性を含め広く社会全体の認識が高まるよう啓発を行います。

具体的施策	施策内容	担当課
セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発	母性健康管理措置、母性保護規定などについて、母子健康手帳の交付時などの機会に情報提供を行います。また、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツがすべてのカップルと個人を対象としているとおり、性と生殖に関する平等な関係性について男女が理解しあい、尊重し合うことの大切さなどについても啓発を行います。	保健課 男女共同参画センター

具体的施策	施策内容	担当課
妊娠・出産・産後などにおける女性の健康づくり支援	妊婦健康診査、産後健康診査、乳幼児健康診査、産後ケア(※21)、などを実施し、産前産後の女性に対して情報提供を行うなど相談・支援の充実を図ります。また特定不妊治療費の助成を行います。	保健課

#### ※21 産後ケア

産後に育児不安、出産・育児の疲れによる体調不良、家族などの手助けが十分受けられなくてつらいなど支援が必要なお母さんと赤ちゃんを対象に、安心して子育てができるよう行われる支援(ケア)。

### ③健康を支える食育及びスポーツ活動の推進

バランスのとれた食生活、地域における日常的なスポーツ活動を推進することにより健康の保持増進を図り、一人ひとりが健康で充実した生活を送れるよう、生活習慣の見直しや健康づくりを支援します。

具体的施策	施策内容	担当課
生涯を通じての食育の推進	広報誌などによる啓発を実施するなど、生涯を通じて健全な食生活を送るための食育に取り組みます。	保健課
スポーツ・レクリエーション活動の充実	各種スポーツ大会を開催するとともに、スポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。	社会教育課

### III 男女がともに支え合う地域づくり

#### 7 政策・方針決定過程への女性の参画拡大



##### 【現状と課題】

豊かで活力のある持続可能な社会を作り、あらゆる人が暮らしやすい社会を実現するためには、政策・方針決定過程での女性の参画拡大を推進し、多様な視点を反映させることが必要です。

八頭町において、条例などにより設置されている各種審議会委員などへの女性の登用率は、令和6年度が39.7%で第4次プランの目標数値50%には達成していませんが、県内では高い水準を維持しています。

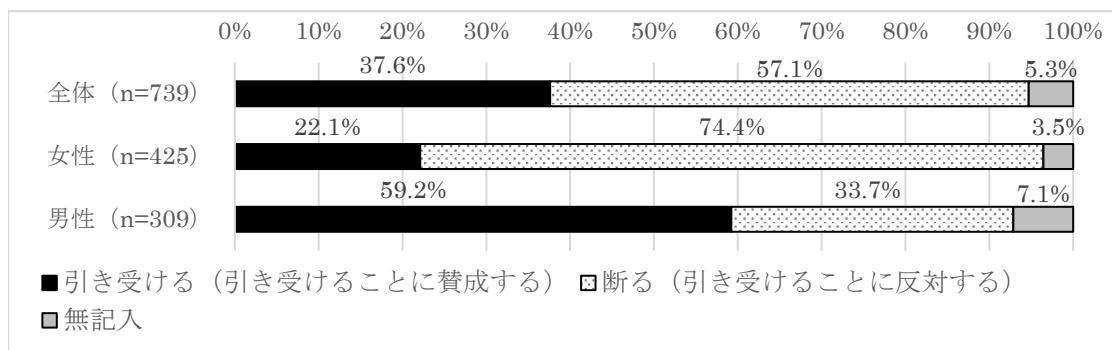
しかしながら、[アンケート調査]では、男性は約6割の方が身近な女性が区長等役職を引き受けることに〔賛成〕していますが、当事者の女性は7割以上の方が〔断る〕と回答しています。実際に女性の自治会役員の登用率は非常に低い数値となっています。

様々な視点や価値観を行政や政策に反映していくためには、女性自身が積極的に社会に関わっていく姿勢は当然必要ですが、家族や地域など周囲に存在する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、女性の参画に協力・支援していくことも重要です。

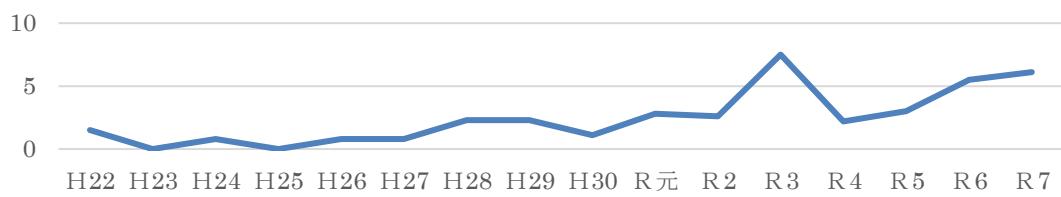
また、女性が地域で活躍し、能力を十分に発揮できる社会を目指し、策定された女性活躍推進法も踏まえ、今現在、女性の活躍を妨げている要因を明確化し、女性活躍の更なる推進に取り組むことが必要です。

##### 問21 自治会長や区長、公民館長、PTA会長などの地区の役職について伺います。

女性の方は、もしあなたが推薦されたら引き受けますか。男性の方は、妻などの身近な女性が推薦されたとしたら引き受けることに賛成しますか。



##### 集落役員の女性の登用率 (%)



## 【施策の方向性】

### ①意思決定の場への女性の参画拡大

町の政策・方針決定過程に関わる審議会などへの女性の登用を推進するとともに政策立案において、多様な町民ニーズの把握に努めます。

具体的施策	施策内容	担当課
審議会等委員などへの女性の登用促進	性別や年代に関わらず多様な意見を町の政策・方針決定に反映するため、各種審議会などへの女性登用を促進します。 ○ 審議会委員等への女性の登用率 R 6年度 39.7% →R 12年度目標 40%以上、60%以下 ○ 農業委員への女性登用率 R 6年度 7%→R 12年度目標 36% ○ 老人クラブにおける女性役員の登用率 R 6年度 15%→R 12年度目標 20%	全課
各種団体などへ女性の登用拡大に向けて協力要請	各種団体に向けて女性の登用促進のための広報や啓発、協力を要請して行きます。	男女共同参画センター
男女共同参画の意識啓発	意思決定の場へ女性が主体的に関わることを啓発し、性別にとらわれない男女共同参画の意識啓発を促進します。	男女共同参画センター

### ②女性の人材・リーダーの育成

女性が政策・方針決定の場へ積極的に参画する上で必要な知識などを身につけられるよう、学習機会や情報の提供、交流の推進などを行い、地域活動などにおいてリーダーとなる人材の育成を図ります。

具体的施策	施策内容	担当課
女性の活躍促進のための取組	女性の能力が十分發揮できる環境や意識づくりに努め、男女共同参画意識を高める学習機会の提供を図ります。	男女共同参画センター
男女共同参画リーダー養成	日本女性会議など、国内・県内などで開催される男女共同参画をテーマとした研修会、講座などに町民を派遣し、男女共同参画リーダーの養成を図り、男女共同参画の推進に向けた意識啓発に努めます。	男女共同参画センター
女性デジタル人材の育成	女性のデジタル人材の育成を推進し、関係機関及び関係部署と連携し、地域産業のデジタル化や新たな雇用機会の創出を図り、女性のキャリア形成及び経済的自立の支援を図ります。	男女共同参画センター

### ③まちづくりへの女性参画に対する住民関心の喚起

町民の半数以上を女性が占めており、まちづくりを推進していく上で女性の声を各種施策や地域活動へ反映させていくことは必要不可欠です。集落役員への女性登用促進を図り、男女共同参画のまちづくりを推進します。

具体的施策	施策内容	担当課
女性が参画しやすい環境づくりの啓発	地域において女性の意見が反映されやすい環境づくりに向けた働きかけを行います。	全課
集落役員（自治会役員）の女性の登用促進	積極的な広報・啓発を行い、集落役員の女性登用の意識啓発を行います。 ○ 集落役員の女性登用率 R 6 年度 5. 5 %→R 1 2 年度目標 1 0 %	総務課 男女共同参画センター

## 8 持続可能で包摂的なまちづくりの推進



### 【現状と課題】

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、法律や制度の整備が進められ、様々な分野で男女の平等感も改善方向にあります。しかし、現実には固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見などの影響により、女性と男性のどちらに対しても中立的に機能していない場合があります。

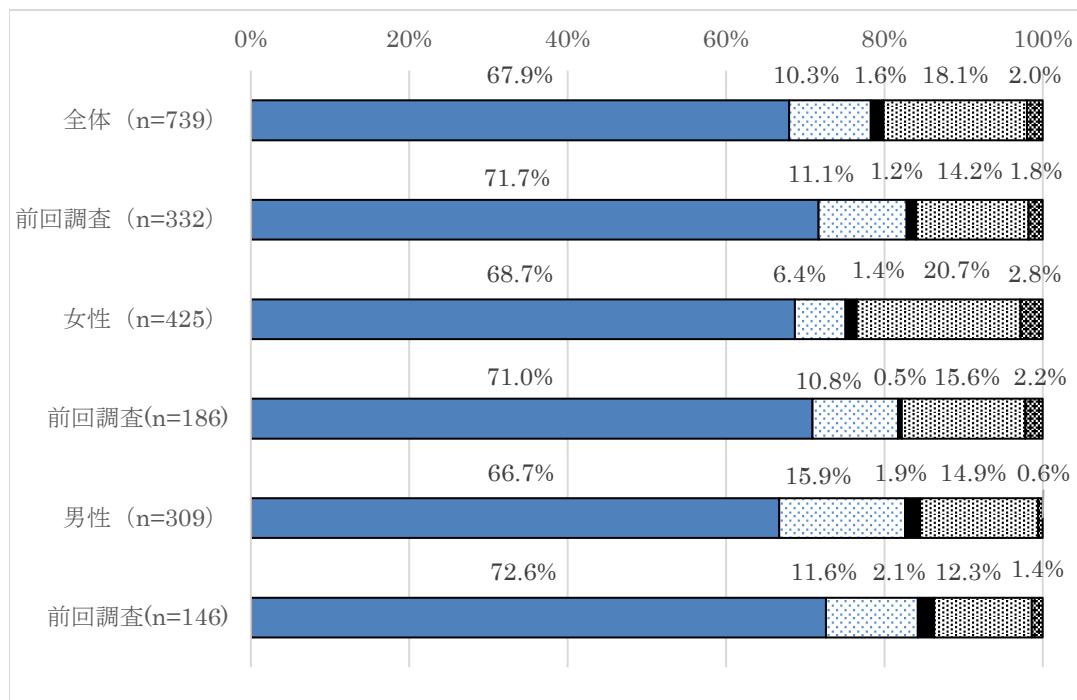
また、[アンケート調査]でも、社会通念・習慣やしきたりなどの面において、男女ともに約7割の方が〔男性優遇〕と回答しており、前回調査とほぼ同じ結果となりました。

女性も男性も社会のあらゆる分野で、性別による差別的取り扱いを受けず、個性と能力を充分に発揮する機会が確保される社会づくりは、国が掲げる重要政策の一つでもあり、その理解について啓発を促進し、意識の醸成を図ることは、男女共同参画社会を形成する上で極めて重要です。

誰もが互いを尊重し、支え合ながら暮らせる環境に整えることで、持続可能で包摂的なまちづくりを進めます。

### 問8 次のような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

#### ⑦ 社会通念・習慣やしきたりなど



## 【施策の方向性】

### ①住民活動への女性の参画

地域社会において、〔男性が中心的な役割、女性は補助的な役割〕などの男性中心の習慣やしきたりが、未だ見受けられるなか、男女共同参画に関する集落研修などを通じて意識啓発を図ります。

具体的施策	施策内容	担当課
男女共同参画センターの事業の充実	男女共同参画に関する理解の促進と意識啓発を図るため、集落や各種団体等を対象とした学習・啓発講座、人材育成研修、出前講座等を実施するほか、図書やDVDの貸出による情報提供を行います。	男女共同参画センター

### ②多様性を認め合う意識の啓発

社会活動の選択において、性別により不便さを感じることなく、中立的に機能するよう慣習を見直すとともに、性別に関わりなく同等に仕事と家庭、地域活動などの責任を担える社会環境の整備や多様性を受け入れる意識啓発を推進します。

具体的施策	施策内容	担当課
アンコンシャス・バイアスへの気づきによる固定的な性別役割分担意識の解消	性別に関わりなく一人ひとりがお互いを認め合い、尊重しながら共に参画できる男女共同参画社会の形成についての講座・研修を開催し、広報・啓発に努めます。	男女共同参画センター
男女共同参画フェスティバルの開催	実行委員会と協働で開催し、男女共同参画の推進へ向けた啓発を行います。	男女共同参画センター
男女共同参画かるた・子育てかるたの活用	男女共同参画かるたや子育てかるたについて、時代に合った内容への更新を図り、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、各種研修会や講演会などの利用啓発を行います。	男女共同参画センター

### ③人権を尊重した社会環境の醸成

一人ひとりの考え方や行動、人権が尊重され、男女が対等な立場で社会活動や地域活動に参画できる環境づくりや男女共同参画社会の形成についての効果的な広報・啓発活動などを推進します。

具体的施策	施策内容	担当課
男女共同参画に関する相談窓口の充実	弁護士によるなんでも相談を実施します。DVをはじめ、様々な問題を抱える女性の相談事業を行います。	男女共同参画センター
図書・資料の収集と情報提供	男女共同参画に関する図書・絵本・DVDなどの充実及び貸出、パンフレットなどの資料を収集するとともに情報提供を行います。	男女共同参画センター

具体的施策	施策内容	担当課
男女共同参画に関する広報	4コマ漫画や男女共同参画週間、DV防止(パープルリボン)週間など時期や社会情勢に合わせて広報誌やホームページ、ケーブルテレビなどにより啓発します。	男女共同参画センター 企画課

## 9 地域における男女共同参画の推進



この取組がその達成に資するSDGs

### 【現状と課題】

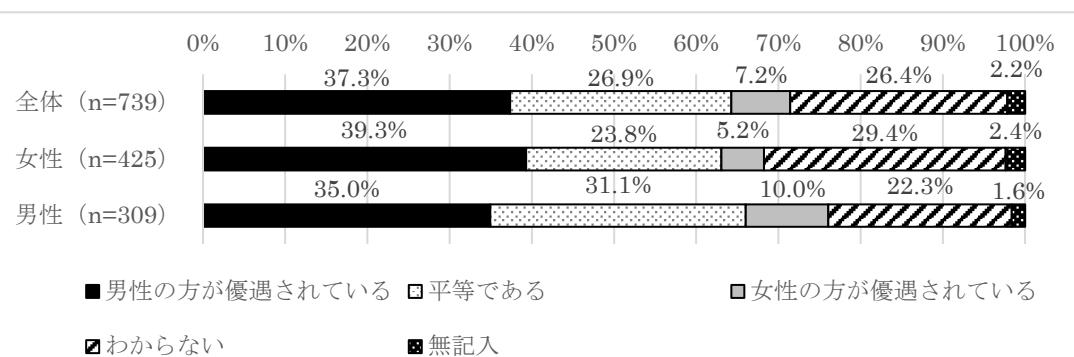
“地域”は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、町民がいきいきと暮らす“まちづくり”を推進するためには、あらゆる分野で女性の参画を進め、多様な視点や意見を取り入れることが必要です。

しかし、[アンケート調査]では、町内会・地域における男女の地位について、依然として3割以上の方が〔男性優遇〕と回答しており、〔平等である〕と回答した人の割合は、男女とも前回調査よりわずかに減少し、男性よりも女性の方が低くなっています。地域活動や自治会への参加も5割以上が男性で、女性の参加が少ないことから、女性が発言する機会が少なく、意見が反映されにくい状況であると言えます。

活力あふれる地域を維持し発展していくためには、様々な視点から課題解決ができる人材の確保が必要です。そのためには、性別や年齢などによって役割が固定化されないことが重要です。

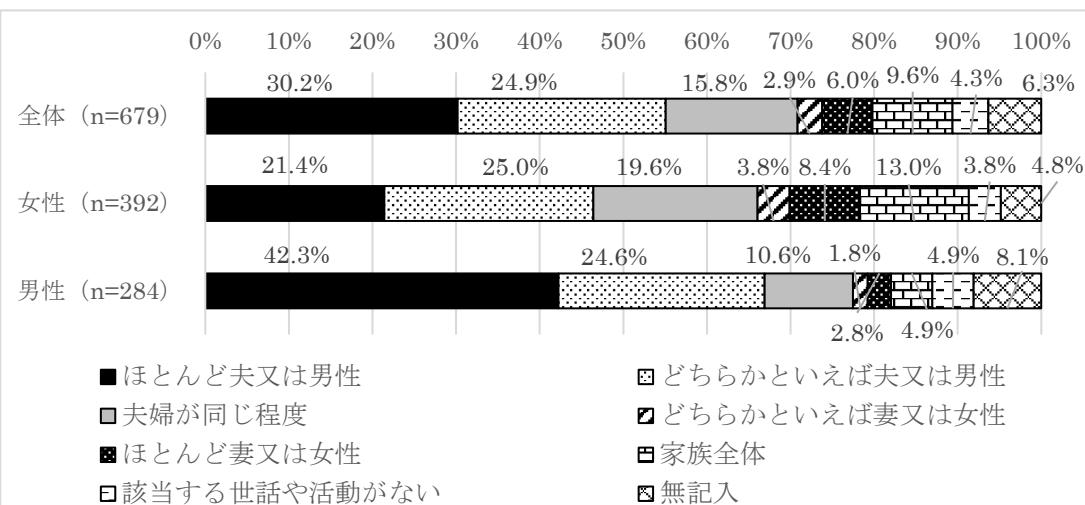
### 問8 次のような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

#### ④ あなたの町内会や地域



### 問12 次のような家庭の仕事は、どなたが担当されていますか。

#### ⑩ 地域の活動、自治会・町内会



## 【施策の方向性】

### ①地域活動団体などの育成・支援

男女共同参画センター登録団体との連携や支援を行うとともに、登録団体制度の普及啓発を行い、地域活動団体における男女共同参画を推進します。

具体的施策	施策内容	担当課
シルバー人材センターの充実	男女がともに高齢者になってもその知識や経験を生かした多様な参画の場づくりを進め、社会参加活動を支援します。	福祉課
地域活動団体との連携	地域でさまざまな活動を行う団体に対して、男女共同参画登録団体制度の周知を図り、町と団体、団体相互の連携促進に取り組みます。	男女共同参画センター

### ②防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進

防災分野においては、事前の備え、避難所運営、被災者支援などの面で、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された男女共同参画の視点から災害対応を行うことが重要であり、被災時における男女のニーズの違いを考慮した各種対応マニュアルの作成、防災分野における女性リーダーの育成などを推進します。

具体的施策	施策内容	担当課
地域防災・災害における男女共同参画の推進	被災した立場でも、現場で活動する立場でも男女それぞれの働きが重要となるため、性別にとらわれず、多様な考え方が活かされるよう、地域防災・災害対策への女性の参画を推進します。 防災会議委員の女性の登用率 R 6 年度 3 0 . 4 % → R 1 2 年度 3 4 %	総務課 防災室 男女共同参画センター
地域防災の女性リーダーの育成	性別にかかわらず、町内の防災士取得者に防災研修会及び防災活動等へ積極的に参加してもらい、女性の地域リーダーを育成します。	防災室
男女共同参画の視点による災害対応研修等の実施	男女共同参画の視点を包含した災害対応研修等を実施し、女性の視点を取り入れた災害対応力の強化を図ります。	防災室 男女共同参画センター

### ③子育て支援サービスの充実

子育て分野における相互援助活動を通じて、安心して子育てできる環境づくりや女性の地域活動への参加を促進するとともに、様々な地域活動に年齢・性別にかかわらず参画できる基盤づくりを推進することで、多様化・複雑化する地域の課題解決に向けた地域住民の結びつき強化を図ります。

具体的施策	施策内容	担当課
保育サービスなどの充実	乳児保育、障がい児保育、延長保育、土曜午後保育、一時保育、病後児保育、病児保育、特別利用保育や第2子以降保育料・給食費の無償化を実施するとともに、子育てと仕事の両立支援、相談機能の充実を図ります。	町民課 各保育所 子育て支援センター
地域における子育て支援の充実	ファミリーサポートセンター(※24)事業、子育て支援センター事業、放課後児童クラブなどの充実に努め、地域における子育てを支援することで保護者の就労や社会参加を推進します。	町民課 子育て支援センター 学校教育課 社会教育課

#### ※24 ファミリーサポートセンター

地域において育児を応援してほしい方（依頼会員）と育児を支援したい方（支援会員）が一時的に子どもの世話を有料で行う相互援助活動事業。

## **第3章 計画の推進**

男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するために、次とおり推進体制を整備します。

### **1 八頭町男女共同参画審議会の設置**

八頭町男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画に関する重要事項について調査及び審議します。

### **2 行政内部の推進体制の整備**

役場内部に「八頭町男女共同参画推進本部」を設置し、各課と連携を図りながら総合的に施策に取り組みます。

### **3 関係機関、民間団体及び地域住民等との連携**

鳥取県男女協働未来創造センター「よりん彩」や麒麟のまち圏域の自治体等、行政の取組はもとより、民間団体、企業、老若男女を問わず、すべての地域住民と連携を図りながら取組を進めます。

### **4 八頭町男女共同参画センター〈かがやき〉**

「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」の理念を反映し、男女共同参画推進拠点施設として、普及・啓発、相談、調査、情報収集・提供などの諸事業を実施します。